

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理候補者の選定について

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

鳥取県ライフル射撃協会 倉吉市横田440番地7 会長 戸田 至

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

4,775,000円……（1） （債務負担行為額 4,775,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 955,000円

4 選定理由

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

従来からライフル射撃場を無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であると認められ、今後の普及活動や後継者の必要性を自覚しており改善が期待できることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
鳥取県ライフル射撃協会	倉吉市横田440番地7	会長 戸田 至

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
福永 斉巳	鳥取県警察本部生活環境課 課長補佐
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	5 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	4 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ I S O ・ T E A S の 認 証 等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (5) 管理運営実績評価	2 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	鳥取県ライフル射撃協会
選定基準1	適／不適	適
選定基準2	50	31.8
選定基準3	40	19.2
選定基準4	20	6.8
合 計	110	57.8

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・限られた予算・人員体制の中で工夫して管理運営がなされており、高く評価された。
- ・中・高校生の競技者など利用者の裾野を広げていくことを求める。
- ・ライフル競技の普及振興を図るため、新たな企画の実施を求める。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・特になし。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・限られた人材の中で適切な管理が計画されているが、今後、人材育成を行っていくことを求める。

○その他

- ・組織の活性化を求める。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後8時

○休 館 日：毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

○利用料金、減免基準は現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

○射撃競技を希望する者に対して、正しい知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

(4) 経費削減のための取組み

○場内の設備は、管理者による常時点検を行う。

○管理経費節減のため、ライフル射撃協会等による草刈り、清掃、害虫駆除等を行う。